

クロスボウの取扱いに関する講習会の実施要領について（通達）

令和4年3月3日 警察庁丁保発第47号

警察庁生活安全局保安課長から警視庁生活安全部長、各道府県警察（方面）本部長
（参考送付先）

警察大学校生活安全教養部長、各管区警察局広域調整担当部長
あて

（概要）

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号）による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持許可を受けようとする者又は法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けようとする者に対して、クロスボウの所持に関する法令及びクロスボウの使用、保管等の取扱いに関し必要な知識を修得させるために行う、クロスボウの取扱いに関する講習会（以下「講習会」という。）については、下記の要領により実施することとするので、誤りのないようにされたい。

記

1 受講対象者

(1) 初心者に対して行う講習会（以下「初心者講習会」という。）

現に法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持許可を受けていない者であって、新たに所持許可を受けようとしているもの。

(2) 経験者に対して行う講習会（以下「経験者講習会」という。）

次のアからウまでの全てに該当する者

ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者であること。

イ 法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受け、又は、買い替え等により新たなクロスボウの所持許可を受けようとする者であること。

ウ 既に交付を受けているクロスボウに係る講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者であること。

なお、上記イ又はウに該当しない者であっても、本人が受講を希望する場合には、受講させても差し支えない。

2 開催日時等

(1) 講習会の開催については、地域の実情を把握した上で、土日、祝日等受講希望者の参加しやすい日時、場所等を選定するよう配意すること。

(2) 開催の日時、場所等については、受講者の利便を考慮して、なるべく早く公表するように配意すること（開催日の3か月前までに公表することが望ましい。）。

(3) 許可の更新を受けようとする者が、有効期間の満了する日の間近に開催される経験

者講習会に集中することがないようにするため、時間的な余裕を持って受講の申込みをするようホームページ等を活用して広報するほか、関係団体を通じて、その趣旨の徹底に努めること。

3 講習会の内容

講習会の内容は、クロスボウによる事件・事故を防止するため、クロスボウ所持者として特に習得しておかなければならないものに重点を置くこととする。

4 講習会実施上の留意事項

- (1) クロスボウ所持者として守らなければならない事項について単に知識として覚えさせるだけでなく、これを遵守しなければならないことを本人の自覚に訴えるような講習を行うこと。
- (2) 講義に際しては、講義した内容に関して適宜受講者を指名して発表させるなど、受講者自身が受け身とならず、積極的に講習会に参加しているという雰囲気醸成し、講習の内容が記憶に残るものとなるよう工夫すること。
- (3) 受講者の理解を深めるとともに、受講者が後日機会あるごとに講習会を復習できるよう適当なテキストを配布して講習を行うこと。
- (4) 受講者に関心を持たせるため、実際に発生した事例を引用して受講者にその対応要領を発表させるなど、クロスボウ所持者としていかにあるべきか、いかにすべきか、という観点に立つ講習を行うこと。

なお、クロスボウの基本的な取扱い等を理解させるには、視覚に訴える講習を行うことが有効であることから、講習会用DVDの効果的な活用に努めること。

- (5) クロスボウによる危害防止のため、クロスボウの取扱いを安易に考えず、その適正な取扱い、厳正な管理が法令上の義務であることを十分に認識させること。

5 講習会の講師

講習会の講師には、常勤、非常勤を問わないが、講習会の内容について相当の知識を有する警察職員を充てること。

6 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、できる限り講習終了後に会場において交付することができるよう配慮すること。